

特定非営利活動法人地星社 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人地星社（以下、「当団体」という）の定款17条に基づき、役員に対する報酬の支給、費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 当団体の役員には定款第17条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲で、予算の範囲内において理事会の決議により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第3条 当団体の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則 この規程は2015年4月1日から施行する。